



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

http://www.tochigi-sanpai.or.jp

## 産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、栃木県と宇都宮市の後援を得て、栃木県内の産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に9月29日(火)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催され、63名(会員48名、非会員8名、行政7名)が参加しました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

今年度もBUN環境課題研修事務所の長岡文明先生を講師にお招きして、例年どおり実務に必要な委託契約書、マニフェストなどの基礎知識についての重要なポイントを学ぶほか、新型コロナウイルス対策としてこの5月に廃棄物処理法省令が2回改正されました。また、環境省からは関係者毎にいくつかりーフレットも発出されています。病院等の医療機関、宿泊療養施設から排出される廃棄物の法的な、そして現実的な取扱いについて、分かりやすく噛み砕いて解説いただき、多くの受講者が熱心に受講されていました。

### 次号予告：BUNさん登場！

協会で毎年実施している「産業廃棄物処理業における実務者研修会」でおなじみのBUN環境課題研修所主宰長岡文明さんが、来月の会報から皆様に問題を提示します。

上野動物園の象さんの糞は、産業廃棄物か一般廃棄物か、動物の糞尿は特定の事業活動に限定されているので一般廃棄物か、では、パンダの糞はいかがか。パンダは希少動物で学術的にパンダの糞も研究対象になり分析を行い調査する。となると、パンダの糞は有価物か、分析した後の糞は一般廃棄物か、分析するのに様々な試薬を用いるので特別管理産業廃棄物にもなりうるように汚泥にしたほうがいいのか、はたまたすべきか。様々な問題が出されますので、ご期待ください。

廃棄物処理法の基準には様々な処理基準がありますが、必ず出でくるのは廃棄物を飛散流出しないこととあります。飛散すると、飛散させた人も周りの人も皆さん悲惨なことになるので注意しましょう。



## 反社会的勢力排除のための研修会を開催

9月24日(木)、宇都宮市のパーティにおいて産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、反社会的勢力排除のための研修会が開催され、37名が参加しました。

講演は、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課の中林暴力排除係長と(公財)栃木県暴力追放県民センターの寺崎専務理事を講師にお招きし、最近の暴力団情勢や産業廃棄物処理業界における暴力団排除対策の必要性などについて説明が行われたほか、DVD「暴排の標 ～反社会的勢力を許さない社会へ～」を鑑賞し、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るための対応策等について勉強しました。



【講演する寺崎専務理事】



【会場風景】

### 【青年部活動】

### 環境学習出前授業に参加しました

大田原市内の奥沢小学校(9月16日(水))と紫塚小学校(9月29日(火))において環境学習出前授業が開催され、五月女部長が参加しました。廃棄物処理施設に対する理解促進を目的に、子ども達にパッカー車(ごみ収集車)の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明したほか、パッカー車を操作する作業を体験していただきました。



【説明する五月女部長(奥沢小学校)】



【説明風景(紫塚小学校)】

青年部は(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。10月10日現在、23名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助となると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016



排出事業者における産業廃棄物適正処理及び排出抑制に関する講習会について  
～排出事業者・多量排出事業者に期待される責任と役割とは～

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、大きな責務を課すとともに、廃棄物の排出抑制に努めることを求めています。産業廃棄物の処分にあたっては、法令に従い適切に対応することはもちろん、環境負荷低減のために廃棄物をできるだけ発生させないことが重要です。そこで、主として県内の産業廃棄物排出事業者・多量排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する講習会を開催します。参加希望の方は、公益財団法人栃木県環境保全公社(TEL028-622-7654)までお問合せください。

1. 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和2年11月24日(火) 14:00開演(13:30受付開始)  
(2) 場所 栃木県教育会館(大ホール) 宇都宮市駒生1-1-6  
(3) 定員 500名

2. 講習内容

- (1) 第1部(産業廃棄物排出事業者向け講習会) 14:00～15:30  
「不適正事案から学ぶ排出事業者の法令遵守について」  
【講師】佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉 氏
- (2) 第2部(産業廃棄物多量排出事業者向け講習会) 15:40～16:40  
「廃棄物・リサイクルガバナンスと製品ライフサイクルを通した  
廃棄物発生抑制の取り組み」  
【講師】花王株式会社栃木工場 大塚 博司 氏

○受講料は無料です。

3. 主催者等

- 【主催】栃木県・宇都宮市・(公財)栃木県環境保全公社  
【後援】(一社)栃木県解体工事業協会・(一社)栃木県建設業協会・(一社)栃木県産業環境管理協会・(公社)栃木県産業資源循環協会・(一社)栃木県造園建設業協会

— 暫定講習会の御案内 —

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、10月以降も「講義」をインターネットを活用して自宅等からパソコンで講義動画を視聴し、「試験」を会場で受験する2段階式による「暫定講習会」を開催することとなりました。暫定講習会の受講をご希望の方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからお申込みください。お問合せ先：TEL03-5275-7115

【栃木県の暫定講習会の試験日程】

○更新 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日程	時間	開催場所	定員
令和3年1月27日(水)	13:30	コンセーレ 1F大ホール(宇都宮市)	75
令和3年1月28日(木)	13:30	コンセーレ 1F大ホール(宇都宮市)	75

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日程	時間	開催場所	定員
令和3年1月27日(水)	9:50	コンセーレ 1F大ホール(宇都宮市)	75
令和3年1月28日(木)	9:50	コンセーレ 1F大ホール(宇都宮市)	75

**栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書を締結しました**

栃木県と当協会は、災害廃棄物等の処理応援協定を締結していましたが、（応援要請）第3条第2項を追加した協定を令和2年9月30日付で新たに締結し、被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になりました。現在、各市町と覚書を交わしております。

**栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書**

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物等の処理の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

**（趣旨）**

第1条 この協定は、栃木県内における災害の発生時において、甲が乙に災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

**（定義）**

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した県内市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

**（応援要請）**

第3条 甲は、市町等が実施する次に掲げる事項（以下「災害廃棄物等の処理等」という。）について、市町等からの応援の要請に基づいて、乙に応援を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物等の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 この協定に基づき乙との間で災害廃棄物等の処理等に関し覚書を締結した市町は、当該市町の区域内の災害廃棄物等の処理等について、前項の規定にかかわらず、乙に直接要請し、応援の実施を受けられるものとする。この場合においては、第5条から第7条までの規定を準用する。

**（情報の提供及び把握）**

第4条 甲は、災害時において、円滑な応援が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援が可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

**（応援要請の手続）**

第5条 甲は、協力の要請を、次に掲げる事項を記載した応援要請書により行うものとする。ただし、これにより難い特別な事情のある場合は、口頭で要請し、後日、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 市町等名
- (2) 応援の内容
- (3) その他必要な内容

**（応援の実施）**

第6条 乙は、甲から前条の応援の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町等が実施する災害廃棄物等の処理等に可能な限り応援するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。





- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 応援を実施した乙は、その応援内容を応援報告書により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第8条 第3条に規定する応援の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として当該市町等が負担するものとし、その価格は乙と当該市町等で協議の上決定するものとする。

(協会の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては栃木県環境森林部廃棄物対策課、乙においては公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2(2020)年10月1日から適用する。

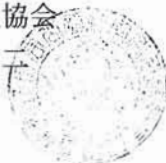
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2(2020)年9月30日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
 栃木県  
 知事 福田 富



乙 栃木県宇都宮市桜4丁目2番2号 栃木県立美術館普及分館3階  
 公益社団法人栃木県産業資源循環協会  
 会長 菊池 清



## こんな時、どうするの？ 刈り取られた雑草

会報でお知らせするほどの照会、相談事例はありませんでしたので、廃棄物処理アドバイザー事業などで行っている廃棄物処理法の基礎研修の中で御披露している廃棄物の種類について、御紹介します。

### ○ 公園や田の土手などで刈り取られた雑草は廃棄物か？

⇒公園、河川の堤防や田畑の土手などで雑草を刈り取りしますが、刈り取られた雑草は廃棄物か有価物か。判断するにあたっては、物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断することになります。

まずは、物の性状について、利用用途を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生はないか、利用用途はあるか、これといったものは見当たりませんが、腐葉土の原料にはなると思われます。

次に、排出の状況については、計画に沿ったもので保管、品質管理がなされているか、伸びたら刈り取るといった感じで、判断はつきません。通常取り扱い形態については、市場が形成され、廃棄物として処理されている事例はあるか、市場はなく廃棄物として処理されている事例はあると思います。取引価値の有無については、有償譲渡されている事例は聞いたことはありません。最後に、占有者の意思については、そのまま置いて土にかえるのを待つという感じでしょうか。

物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断すると、腐葉土の原料になりうる程度で、有価物と判断するには難しく、だからと言って、廃棄物と断定するまでの状況がなく、占有者の意思を尊重して来年土にかえるのを待つということでしょうか。

しかしながら、刈り取った草をどのような状況下で土にかえるのを待つかという問題もあります。例えば、河川の堤防に隣接して住宅がある場合などは、住宅地に刈り取った草が飛んで行ってしまうような場合など、つまり飛散して生活環境に影響を及ぼす場合には、放置せずきちんと処理する必要があります。東横インの事件のように、地下室に保管していたつもりが、硫化水素を発生させ人の健康に被害が出で、事件に至るケースもあります。生活環境や人の健康に影響が出るような処理、保管は不法投棄になる恐れがありますので、くれぐれもご注意ください。

## 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、7ページをご覧ください。協会へのお問い合わせ先：TEL028-612-8016

### <主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

### <その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※ 事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。



## 廃棄物処理アドバイザー事業実施報告

令和元年度に開始した廃棄物処理アドバイザー事業の実施状況を報告します。令和2年度9月末現在で、契約者数は1団体、11社です。具体的には、非会員の一般社団法人栃木県環境美化協会と会員11社と契約を結び、様々な相談等に助言・支援しております。

具体的な支援内容は、社員の廃棄物処理にかかる知識向上や今年度は中止になりましたが、公益社団法人全国産業資源循環連合が実施する廃棄物処理検定受験対策のため、産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物の委託やマニフェスト等について、講義を行っております。今年度は、株式会社ダイセキや渡辺産業株式会社から依頼があり、講習会の講師を派遣しております。



【株式会社ダイセキ】



【渡辺産業株式会社】

一般社団法人栃木県環境美化協会からは、補助金の対象にパッカー車を加えられないか、また、新型コロナウイルスにかかるごみの出し方の注意喚起について、県に対する要望をどのように実施するか助言・支援を行いました。

また、栃木県リサイクル製品認定制度「とちの環エコ製品」の認定申請や更新申請に伴う優良認定産廃処理業者の認定手続きなど各種手続きについて助言を行いました。

このほか、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の関係自治会との協定や最終処分場の1km規制の考え方、最終処分場の設置状況についても照会があり、県の出先事務所を訪問し確認を行いました。

当初は、排出事業者から最終処分ではなくリサイクルする処理方法はないのか、処理状況を確認してきたがどこをチェックすればいいのかなどの助言・支援を想定しておりましたが、事業を開始してみると会員からの支援要請がほとんどです。

今後も、あらゆるニーズに可能な限り対応してゆきます。

### 新規加入会員紹介 【正会員2社】

○株式会社那須グリーン 代表取締役 千本 学

栃木県那須塩原市墓沼9番地27 TEL0287-35-3388 FAX0287-53-7788

◆栃木県 令和2年3月5日 \*処分業（中間処理、破碎）  
木くず

○株式会社ログ 代表取締役 金田 彰

群馬県太田市西新町13-3 TEL0276-20-6333 FAX0276-20-6334

◆栃木県 令和2年6月15日 \*収運運搬業（積替えを除く）

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん

## 【行政情報】栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

## 不法投棄防止キャンペーンについて ～10月は重点監視月間です～

## ○不法投棄は重大な犯罪

県では、市町、警察、民間団体等と連携し、様々な取組により、不法投棄の未然防止、早期発見を図っています。

近年、夜間における解体廃棄物等のゲリラ的な不法投棄が増加傾向にあることから、夜間のパトロール監視等対策を強化しています。



## ○不法投棄等の情報提供に関する協定

平成 17 年 7 月に貴協会と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄等に関する情報提供をいただいていたところ です。

不法投棄は、早期発見及び早期対応が重要ですので、引き続き、御協力をお願いします。

なお、県民の方からも情報提供いただけるように、不法投棄 110 番及び情報提供フォームを用意しています。

## 【不法投棄 110 番】

所管事務所	電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町

※宇都宮市内の事案は、宇都宮市廃棄物対策課(028-632-2929)へ連絡してください。

## ○県HP「不法投棄対策について(不法投棄防止キャンペーン)」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/fuhoutoukitaisaku.html>

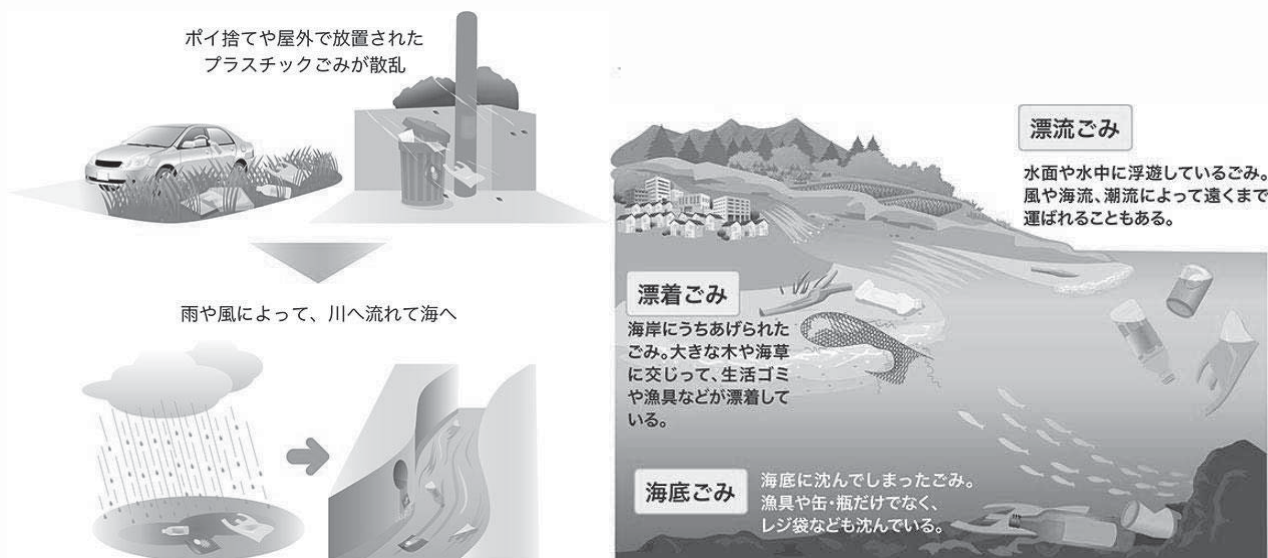


問合せ先：栃木県環境森林部廃棄物対策課審査指導班 (TEL 028-623-3154)



## マイバッグ・キャンペーン取組強化月間のお知らせ

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、使用済みプラスチック製品がポイ捨てや不法投棄されて景観を損ねたり、河川を通じて海洋へ流出したプラスチックごみが生態系に影響を与える海洋汚染が世界的な課題となっています。この課題の解決のためには、ごみのポイ捨てをしないことはもちろんですが、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。



このような背景から、令和2(2020)年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料化となりました。

県では、マイバッグの持参等による環境にやさしい買い物を推進する「マイバッグ・キャンペーン」を通年で実施しており、レジ袋を使用しないライフスタイルの定着を目指して、レジ袋有料化直前の6月に加え、「3R推進月間」である10月をキャンペーンの取組強化月間と位置付けています。

皆さんも、このキャンペーンをきっかけに、日頃からマイバッグを持ち歩き、買い物時には必要なプラスチック製品を購入しないなど、できるところからプラスチックと上手に付き合う工夫をお願いします。

詳細は県ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/my-bag.html>



問合せ先：栃木県環境森林部廃棄物対策課廃棄物対策担当 (TEL 028-623-3107)

【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

～省エネでお悩みではありませんか？～

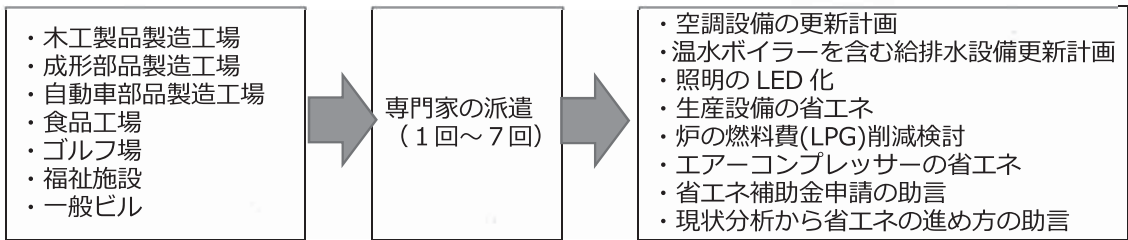
# とちぎ省エネルギー プラットフォーム構築事業のご案内

栃木県では県全体の省エネルギー化を推進するため、地域の専門家と連携して県内の事業者を支援する「とちぎ省エネルギープラットフォーム構築事業」を設置しています。  
省エネルギーや経営の専門家が、無料で中小事業者等の省エネルギー対策支援を行います。

まずはご相談を！



◆ 昨年度の実践例



◆ 支援対象について

県内の中小企業等若しくは年間エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL 未満の事業所 ※対象の事業所は民間保有、民間運営の施設に限ります。

詳しくは <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/platform.html> をご覧ください。

【本事業についての問い合わせ先】

栃木県環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当 TEL : 028-623-3187



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同し、オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。  
ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。  
詳しくは環境省 HP をご覧ください。

QRコードから  
アクセスできます





# 低炭素社会づくり促進事業費補助金

～温室効果ガスの削減につながる設備の導入等を応援します～

## 低炭素社会づくり促進事業費補助金とは…

本県における温室効果ガス排出量削減を推進するため、  
県内に事業所を有する中小企業者等の設備更新等に対し、費用の一部を補助します。

### 1 補助額

補助対象経費の3分の1以内（上限100万円）  
（補助対象経費：設計費、機械装置等購入費、工事費）

### 2 申請受付期間

令和2（2020）年6月1日～11月6日  
※受付は先着順に行い、受付期間内であっても申請総額が予算額に  
達した場合は受付を終了します。

### 3 要件等

#### (1) 補助対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人（※要件があるので、詳しくはお問合せください。）

#### (2) 補助対象設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備（設備から排出される温室効果ガスの削減量が、更新前と比べて年間10トン以上見込めること）
- ◇ コージェネレーション設備（発電出力が10キロワット未満の設備であること）

#### (3) その他

補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。



詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL:028-623-3187 FAX:028-623-3259



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し、  
オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。  
ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。  
詳しくは環境省HPをご覧ください。

QRコードから  
アクセスできます





# ハザードマップと マイ・タイムラインで 大雨に備えよう

令和2（2020）年9月



**滝のように降る雨の発生回数が  
今後100年で約2倍に！**

栃木県では、21世紀末には、20世紀末に比べて、「降水日数は、数日程度減少する」一方、「滝のように降る雨と表現される短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の発生回数が、約2倍になる」と予測されています。

また、平成27年と令和元年に大雨特別警報（数十年に一度の降雨量となる大雨）が発令され、観測史上最大値となる降水量を記録し、県民の生命や財産に大きな被害をもたらしました。

## ハザードマップの確認を！

いざ！という時の避難行動を、家族で話し合っていますか？

まずは、ハザードマップ（災害が発生するおそれの高い区域に色を染めた地図）で、「自宅近くの浸水想定や土砂災害想定がどうなっているか」「避難先はどこがよいか」「冠水しない安全な避難ルートはどこか」などを確認しましょう。

避難場所は、行政が設置する避難所だけでなく、親戚・知人宅なども避難先として検討し、事前に相談しておきましょう。



**側溝・水路に落ちないように！**

ハザードマップ ○○市・町

## マイ・タイムラインを作ろう！

### マイ・タイムラインって何？

台風が発生してから災害が起こるまでの間に、自分や家族が「いつ、何をするか」をまとめた計画表です。次ページのシートを使って「我が家の備え」を書いてみましょう！

時間	状況(例)	我が家の備え	備え(例)
3日前	台風発生		・天気予報を確認 ・家族の今後の予定を確認 ・買い物を済ませておく
1日前	風雨が段々強くなる		・避難情報を確認する ・避難先の知人宅へ連絡する
半日前	風雨が非常に強くなる 川の水位が上昇する	我が家の避難先( )	・避難しやすい服へ着替える ・安全な場所へ避難を開始



**栃木県気候変動適応センター** 【事務局：栃木県環境森林部地球温暖化対策課 ☎028-623-3186】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)







## マイ・タイムライン 作成シート

時間	状況（例）	我が家の備え	備え（例）
3日前	台風発生	我が家の避難先 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天気予報を確認</li> <li>・ 家族の今後の予定を確認</li> <li>・ 買い物を済ませておく</li> </ul>
1日前	風雨が段々強くなる		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報を確認する</li> <li>・ 避難先の知人宅へ連絡する</li> </ul>
半日前	風雨が非常に強くなる 川の水位が上昇する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難しやすい服へ着替える</li> <li>・ 安全な場所へ避難を開始</li> </ul>
災害発生	川が氾濫する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が完了している</li> <li>・ TV、ラジオ等で情報収集</li> </ul>

## 避難の際に持ち出す物を準備しましょう！

### 用意する物の例

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貴重品類                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現金(小銭を多めに)</li> </ul> </li> <li>✓ 食品類                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 水</li> <li><input type="checkbox"/> 食品(アルファ化米や缶詰等)</li> <li><input type="checkbox"/> 飴・チョコなど</li> </ul> </li> <li>✓ 身を守るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ホイッスル(助けを呼ぶため)</li> </ul> </li> <li>✓ 医薬品等                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 救急セット</li> <li><input type="checkbox"/> 常備薬</li> <li><input type="checkbox"/> マスク</li> <li><input type="checkbox"/> 手指の消毒液</li> <li><input type="checkbox"/> 体温計</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生活用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ラジオ</li> <li><input type="checkbox"/> 懐中電灯</li> <li><input type="checkbox"/> 着替え</li> <li><input type="checkbox"/> 歯ブラシ</li> <li><input type="checkbox"/> タオル</li> <li><input type="checkbox"/> ウェットティッシュ</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器</li> </ul> </li> <li>✓ 各家庭に必要なもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 赤ちゃんの用品<br/>(おむつ、ミルク・哺乳瓶など)</li> <li><input type="checkbox"/> 生理用品</li> <li><input type="checkbox"/> コンタクトレンズの洗浄液</li> </ul> </li> </ul> |  |
|---|--|--|

 両手が使えるよう、リュックサックに入れるとよいでしょう。  
赤字のものは感染症拡大防止のためにも必要です。

【行政情報】栃木県産業労働観光部工業振興課からのお知らせ

## 高圧ガスの廃棄及び容器（ボンベ）のくず化（処分）中の事故防止について

高圧ガスは、その性質（高い圧力及びガスの性状（可燃性、支燃性、有毒性、超低温））に伴う危険性がありますので、次のとおり取扱いには十分注意してください。

- くず化作業は、容器の中のガスを完全に抜き取り、ガスが入っていないことを確認した後に行ってください。特に、可燃性ガスの容器をくず化するときは、水で置換するなどして内部の可燃性ガスを完全に放出してから行ってください。
- くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分確認した後に作業を行ってください。
- 「高圧ガスの廃棄に関する規定」を遵守してください。

【写真】破裂した容器の例（本県撮影及び高圧ガス保安協会ホームページからの引用）



### 高圧ガスの廃棄に関する規定（一般高圧ガス保安規則第62条、液化石油ガス保安規則第60条及び冷凍保安規則第34条）

- (1) 廃棄は、容器とともに行ってはいけません。
- (2) 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近（8m以内）を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行ってください。
- (3) 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行ってください。
- (4) 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行ってください。
- (5) 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行ってください。
- (6) 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じてください。
- (7) 充てん容器等のバルブは、静かに開閉してください。
- (8) 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、温度40度以下の温湯を用いる等、容器等が高温にならないための措置を講じてください。





## まつり・イベント情報(10月)

期日	名称	市町名	場所	問い合わせ	TEL
10月1日(木) ～11月30日(月)	観光局おすすめ秋プラン ～那須塩原にご宿泊でオリジナルグッズをゲット!～	那須塩原市	諏訪神社 (那珂川町富山703)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
10月・11月 土日祝日	物外軒無料開放	足利市	物外軒 (足利市通6丁目3165-2 織姫公民館裏)	足利市文化課	0284-20-2230
10月3日(土) 17日(土)	小田代原「草紅葉」サイクリングツアー	日光市	赤沼～1002号線～小田代原	日光自然博物館	0288-55-0880
10月3日(土) ～11月29日(日)	史跡足利学校復原30周年記念企画展『足利学校に魅せられた来訪者たち(後期)』	足利市	史跡足利学校遺蹟図書館 (足利市昌平町)	史跡足利学校事務所	0284-41-2655
10月10日(土) ～18日(日)	第10回歌麿まつり ※歌麿道中は中止	栃木市	とちぎ蔵の街大通りを中心とした街中周辺	栃木市蔵の街課	0282-21-2573
10月10日(土) ～11月8日(日)	ハンターマウンテン紅葉ゴンドラ	那須塩原市	ハンターマウンテン塩原 (那須塩原市湯本塩原字前黒)	ハンターマウンテン塩原	0287-32-4580
10月10日(土) ～11月23日(月・祝)の土日	名所、旧跡等を巡る 半日観光ツアー「今、最高の紅葉へご案内、錦秋の紅葉ツアー」	那須塩原市	塩原温泉・板室温泉	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
10月16日(金)	下野國一社八幡宮秋祭	足利市	下野國一社八幡宮 (足利市八幡町387)	下野國一社八幡宮社務所	0284-71-0292
10月17日(土) ～2021年2月7日(日)	光の花の庭 フラワーファンタジー2020 あしかがフラワーパーク	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月18日(日)	榊崎八幡宮秋祭	足利市	榊崎八幡宮 (足利市榊崎町1723)	榊崎八幡宮総代長	0284-41-3504
10月19日(月) ～22日(木)	にしなすバル ～笑顔で ほおバル! にしなすバル!～	那須塩原市	西那須野地区内 飲食店等 34店舗	西那須野商工会	0287-36-0697
10月24日(土) ～11月15日(日)	第69回 小山市菊花大会	小山市	道の駅思川 (小山市大字下国府塚25-1)	小山晃思会事務局 (市役所商業観光課内)	0285-22-9273
10月25日(日)	芭蕉の里くろばね秋まつり	大田原市	那珂川河川公園 (大田原市黒羽地区那珂橋付近)	黒羽商工会	0287-54-0568
10月下旬	道の駅那須高原友愛の森 収穫大感謝祭	那須町	道の駅那須高原友愛の森 (那須町高久乙593-8)	道の駅那須高原友愛の森 ふれあいの郷直売所	0287-78-7166
10月28日(水)	荒沢不動尊護摩供養	日光市	裏見の滝 (日光市丹勢)	興雲律院	0288-54-0260
10月下旬 ～11月中旬	鹿沼園芸フェア	鹿沼市	鹿沼市花木センター (屋内・屋外 鹿沼市茂呂2086-1)	鹿沼市花木センター	0289-76-2310
10月31日(土) ～11月10日(火)	WEB陶器市 ※陶器市中止のため	益子町		益子町観光協会	0285-70-1120
10月～11月	足利秋まつり	足利市	足利市内各地	足利秋まつり実行委員会 (足利商工会議所)	0284-21-1354

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈式

9月10日(木)に栃木県庁 特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした「日光杉並木街道保護基金」への寄附に対する感謝状贈呈式が開催され、菊池会長、山口副会長が出席し福田知事から感謝状を拝受いたしました。当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、毎年栃木県に10万円の寄附を行っております。



【福田知事との記念写真】

【協会の皆様へ】

許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。

この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡(TEL028-612-8016)ください。

\*事務局宛てにご連絡いただきたい事項

- 氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき(TEL又はFAX番号の変更も含む)
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき(許可証の写しを添付)

事務局だより



☆9月14日(月)

災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練の実施が、栃木県庁研修会において開催され、菊池会長、湯澤常務理事が出席しました。

☆9月24日(木)

青年部関東ブロック移動幹事会が、栃木県立普及分館において開催され、五月女部長、山本・佐藤・小林副部長が出席しました。

☆9月29日(火)

(公社)全国産業資源循環連合法制度対策委員会が、Zoom(Web会議)において開催され、菊池会長が出席しました。

☆10月2日(金)

栃木県建設産業団体連合会 働き方改革・担い手対策委員会が、栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆10月7日(水)

青年部役員会及び全体会が、宇都宮市中央生涯学習センターにおいて開催され、五月女部長はじめ13名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆10月8日(木)

関東地域協議会会長会議が東京都千代田区のホテルグランドパレスにおいて開催され、菊池会長、湯澤常務理事が出席しました。

編集後記

地方票、代議士による投票で、菅氏が、岸田氏、石破氏に圧勝して、菅総理大臣が誕生しました。行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める「国民のために働く内閣」を掲げ、スタートの支持率も歴代3位の高さを誇っております。ここ最近では、脱ハンコや日本学術会議にもメスを入れ、改革を進めています。

市町の災害廃棄物担当者、県、関係団体と共に9月14日、災害廃棄物机上訓練に参加しました。発災時の仮置き場の管理や災害廃棄物の運搬など初動体制について、具体的な業務のおさらいを行い災害に備えたところですが、今年は台風も無事過ぎ去り、災害に見舞われずに済みそうな感じになってきました。ただし、地震だけはいつ起こるかわかりませんので、災害が発生しないように念じます。

再生紙を使用しています